

○厚生労働省告示第二百五十二号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十五条の二の規定に基づき、薬事法施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品を次のように定め、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）の施行の日（平成二十六年六月十二日）から適用する。

平成二十六年六月四日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品

薬事法施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、次の各号に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。

- 一 エフェドリン
- 二 コデイン（鎮咳去痰薬に限る。）
- 三 ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る。）
- 四 ブロムワレリル尿素

五 プソイドエフェドリン

六 メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。）